

第1回古平町議会定例会 第1号

令和7年3月7日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告並びに教育行政報告
- 5 議案第 2 号 令和7年度古平町一般会計予算
- 6 議案第 3 号 令和7年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 7 議案第 4 号 令和7年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 8 議案第 5 号 令和7年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算
- 9 議案第 6 号 令和7年度古平町立診療所運営事業特別会計予算
- 10 議案第 7 号 令和7年度古平町簡易水道事業会計予算
- 11 議案第 8 号 令和7年度古平町公共下水道事業会計予算
- 12 議案第 9 号 令和6年度古平町一般会計補正予算（第7号）
- 13 議案第10号 令和6年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第11号 令和6年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 15 議案第12号 令和6年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 16 議案第13号 令和6年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第4号）
- 17 議案第14号 番号法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 18 議案第15号 育児介護休業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 19 議案第16号 古平町犯罪被害者等支援条例案
- 20 議案第17号 古平町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 21 報告第 1 号 専決処分（第1号）の報告について
〔工事請負契約の変更について〕
- 22 令和6年 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃
陳情第 8 号 上げや人員増を求める陳情
(総務文教常任委員長報告)
- 23 陳情第 1 号 「高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書」（案）
採択を求める陳情書
- 24 陳情第 2 号 従来の「紙」の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開・存続を求める意
見書（案）の採択を求める陳情書

25 陳情第 3 号 「高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書」 (案) の採択を求める陳情書

○出席議員 (10 名)

議長 10 番	堀	清	君	1 番	工	藤	澄	男	君
2 番	寶	福	勝	哉	君	3 番	中	村	光
4 番	高	野	俊	和	君	5 番	真	貝	政
6 番	梅	野	史	朗	君	7 番	堀	澤	理
8 番	山	口	明	生	君	9 番	佐	藤	未知
									時
									君

○欠席議員 (0 名)

○出席説明員

町	長	成	田	昭	彦	君
副	町	長	奥	山	均	君
教	育	長	三	浦	史	君
総	務	課	長	細	川	正
企	画	課	長	人	見	完
町	民	課	長	五	十	嵐
保	健	福	祉	課	長	和
産	業	課	長	本	間	克
産	業	課	観	光	室	長
建	設	水	道	課	長	高
会	計	管	理	者	関	口
教	育	次	長	小	原	和
町	立	診	療	所	事	務
幼	児	セ	ン	タ	ー	所
総	務	係	長	細	川	武
財	政	係	長	三	浦	卓
				松	浦	亮
				湯	浅	
						学
						君

○出席事務局職員

事	務	局	長	白	岩	豊	君
議	事	係	長	兼	総	務	係
			長	瀬	野	尾	裕
						人	君

開会 午前 9時51分

○議会事務局長（白岩 豊君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下16名の出席でございます。

以上です。

◎開会の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和7年第1回古平町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀 清君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、6番、梅野議員、7番、堀澤議員を指名します。

◎議会運営委員長報告

○議長（堀 清君） ここで、去る3月3日に開催されました議会運営委員会での決定事項を議会運営委員長から報告していただきます。

議会運営委員長、工藤澄男議員、報告願います。

○議会運営委員長（工藤澄男君） それでは、私のほうから去る3月3日に開催しました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日3月7日から3月12日までの6日間とするものです。ただし、3月10日、11日は予算審査特別委員会開催のため休会といたします。

次に、議事の進行についてでございます。はじめに、新年度予算案の取扱いをご説明申し上げます。新年度予算につきましては、各会計の提案理由の説明が終わり次第、全員による予算審査特別委員会を設置しまして、これに付託し審査することといたします。

次に、予算審査特別委員会での審査方法についてご説明いたします。一般会計につきましては、歳入は3款程度に分けて、歳出は款ごとに区切って質疑を行います。また、歳入及び歳出の質疑が終了後、聞き漏らしを考慮し、再度歳入歳出一括で質疑を許すものとします。ただし、質疑件数は2件までとします。他の会計につきましては、歳入歳出一括で質疑を行います。質疑は一問一答で継続して行い、他の人に移った時は再質疑はできないこととします。討論は本会議で行いますので、

委員会では省略することとします。また、採決については全会計一括で採決する運びといたします。次に、本会議での質疑でございますが、議員全員で構成されます特別委員会で質疑を行いますので、省略します。また、討論、採決については各会計ごとに行うことといたします。

それから、予算審査特別委員会は一問一答で行いますが、一問一答でありながら一度に数項目にわたって質問する傾向が共通して見受けられます。質問項目に関連性がある場合を除き、一問一答の原則を守っていただきますようお願い申し上げます。予算審査特別委員長におかれましては、その点よろしくご配慮お願いいたします。

次に、総務文教委員会から同委員会に付託審査されておりました令和6年陳情第8号については、採択すべきとの報告がありました。本会議で採択の上、本会議中に意見書を提出する運びといたします。次に、3件あがっております陳情の取扱いについてでございますが、陳情第3号については即決で採択し、本会議中に意見書を提出する運びといたします。また、陳情第1号及び第2号につきましては、所管の常任委員会に付託するものといたします。

最後に、一般質問についてご説明いたします。一般質問は一問一答方式で行いますが、質問回数は1件につき3回まで、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返し行ってください。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告を申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（堀 清君） 議会運営委員長からの報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月7日から3月12日までの6日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日3月7日から3月12日までの6日間に決定しました。

お諮りします。3月10日と3月11日は予算審査特別委員会開催のため休会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、3月10日と3月11日は休会することに決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和6年度、令和7年1月分例月現金出納検査結果、令和7年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回定例会議決結果、令和7年北後志消防組合議会第1回定例会議決結果、令和

7年北後志衛生施設組合議会第1回定例会議決結果、令和7年第1回後志広域連合議会定例会議決結果の5件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告並びに教育行政報告

○議長（堀 清君） 日程第4、行政報告並びに教育行政報告を行います。

最初に、行政報告について、町長、どうぞ。

○町長（成田昭彦君） 令和7年第1回定例会の開会にあたり、初めに議員の皆様にお断りを申し上げます。本来、第1回定例会は1年間分の予算をお示しし、町政に対する執行方針を述べさせていただきます場であります。しかし、今年は4年に1度の町長選挙の年であるため、当初予算については骨格予算としたことから、執行方針につきましてもこの場で述べることを控えさせていただきます。今回は、令和6年第4回定例会以降の主だった事務事業等の執行状況等を行政報告し、執行方針に変えさせていただきます。

まず、はじめに令和7年度当初予算についてでございます。今、申し上げたとおり令和7年度の当初予算は、骨格予算として急施を要する事業以外、新規の政策的事業を一切計上せず、これまでの継続事業や人件費、公債費及び扶助費の義務的経費を中心に編成したところであります。しかしながら、新規の事業であっても、年度当初から実施しなければ町民生活に支障が出る事業や国・道などと連携して年度初めから行わなければいけない事業については計上いたしました。令和7年度の予算規模につきましては、一般会計40億2,900万円、特別会計4会計につきましては、4億8,570万円、公営企業会計2会計につきましては、5億9,804万円、合計51億1,274万円となっております。予算の特徴としましては、一般会計は骨格予算ではありますが、2億2,600万円増で対前年度比5.9%増となっております。歳出では、B&G財団から助成金を受けて実施する海洋センター外壁長寿命化事業や国から求められている自治体情報システム標準化・共通化対応事業等により、建設事業費が1億3,605万円増と大きく伸びております。また、4月にオープンする道の駅ふるびらたらこミュージアムの指定管理料や労務費などの高騰による各種委託料等の増加により物件費が7,165万円増となっております。更に昨年の人事院勧告がプラス改定であったため、国家公務員の給与に準拠している本町職員の人件費及び特別会計への繰出金も増加しております。一方、歳入は、地方交付税を国の地方財政計画等を勘案し、20億3,000万円計上いたしました。歳出の増加に伴う収支不足については、財政調整基金を2億2,800万円取り崩して補ったところであります。今後、基金の繰入については、歳出の動向に注視しながら適切に対処する必要があると考えております。なお、今回計上しなかった政策的経費につきましては、一般的には町長選後に肉付け予算として、6月の第2回定例会において補正予算措置を講じることとなります。

次に、古平町デジタル田園都市構想総合戦略についてでございます。国が地方創生の取組を始めてから約10年が経過いたしましたが、その検証結果は「人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至っておらず、特に人口減少に繋がる自然減の対策については、個々の自治体の努力には限界がある」と評価されております。このような現状を踏まえ、本町では先月、①人口

減少下においても安心して暮らせるまちの実現 ②古平町の産業振興を図り所得の安定をめざす ③出産・子育て環境の整備と医療・福祉の充実 ④古平町への新しい人の流れをつくる を引き続きの基本目標として、第2期古平町まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂版である古平町デジタル田園都市構想総合戦略を策定したところであります。今後は、この計画に基づき、現在進めております未来を担うローカルスタートアップ発掘・育成事業などの施策を強力に進めてまいります。

次に、道の駅ふるびらたらこミュージアムについてでございます。道の駅ふるびらたらこミュージアムについては、現在、什器の搬入・設置や施設内部の装飾工事を進めながら、物販商品及び提供するフードメニューの内容等を固めております。従業員につきましては、駅長を始めスタッフ14名が確保でき、現場研修等を4月初旬から実施することとしております。4月13日にプレオープン、4月15日にグランドオープンを予定しており、グランドオープン時には大規模ではありませんが開業記念式典を開催いたします。なお、これらのオープンに関する日程につきましては、北海道開発局小樽開発建設部と申し合わせて3月13日に報道発表をする予定であります。また、プレオープンでは関係者や町民への一般開放を考えております。混乱なくオープンできるよう入念に諸準備を進めてまいります。

次に、地域おこし協力隊についてでございます。昨年11月に民間企業等が直接協力隊員を雇用する地域おこし協力隊（民間企業等受入型）を募集したところ、2社からの応募があったところであります。そのうちの1社である株式会社T A I S H I 古平支店は観光協会の自立支援等事業を、もう1社の古平町まちづくり株式会社フルチッタからは、スポーツを軸としたまちづくり事業や空家対策事業が提案されました。それぞれの事業は、本町の地域課題の1つである移住者の受入環境の整備や関係人口の増加による活性化等に資するため、どちらも採用を決定したところであります。今後は、令和7年度から事業が円滑に開始・展開されるよう連携して進めてまいります。

次に、乗合タクシー事業についてでございます。古平町地域公共交通活性化協議会が有限会社大伸運輸へ委託し町内を巡行している乗合タクシー事業は、実証運行期間も含めると約二年が経過いたしました。この間の乗車人数は、月平均で174人であり車を所有していない高齢者等にとっては重要な公共交通手段ではないかと考えております。そのため、同協議会が昨年12月に利用者の意見を踏まえ、令和7年度からは11地点の乗降場所の追加と制限付きではありますが当日予約も可能にする見直しを決定したところであります。変更内容につきましては、3月中旬に町民へチラシ等で分かりやすく周知してまいります。

次に、灯油等購入助成事業についてであります。令和6年度の灯油等購入助成事業につきましては、2月末までに現金1万円を302世帯に支給いたしました。支給率は約95%であり、支給できていない約5%の17世帯は、個別に連絡が取れなかった世帯または連絡は取れたが申請のなかった世帯であります。助成方法に関しては、受給者の意見として「使い勝手や受け取り方法を考えると口座振込での現金支給がありがたい」との声が多く寄せられております。昨今の物価高に伴う印刷代や郵便料等の値上がりを考慮すると、現時点では商品券や灯油券よりも現金支給の方法が望ましいのではないかと考えております。しかしながら、町内灯油事業者等の意見も聞きながら、毎年その時々状況を勘案し制度を再設計する必要があるとも考えております。

次に、物価高騰対策給付金等についてでございます。令和7年第1回臨時会で議決をいただいた非課税世帯に対する低所得世帯給付金と課税世帯への物価高騰対策給付金は、2月10日からプッシュ方式で振込を開始したところであります。2月末で3万円を支給する低所得世帯給付金は、対象747世帯のうち741世帯へ振込み、支給率は99.2%であります。一方、2万円を給付する物価高騰対策給付金は、対象873世帯のうち851世帯に支給を終えており、支給率は97.5%となっております。なお、低所得世帯のうち子育て世帯に対しては、子ども1人あたり2万円を加算することとなっており、同日現在で9世帯19人に対して支給済であります。口座の申告が必要な世帯につきましては、受理後、順次処理を行い、3月28日までには支給を終える予定であります。

次に、带状疱疹・新型コロナワクチンの予防接種事業についてでございます。带状疱疹予防接種に対する助成については、町単独事業として令和6年4月から満50歳以上を対象に実施しておりますが、令和7年度からは65歳以上の5歳刻みが予防接種法で定める定期接種の対象者となるところであります。その際の自己負担額について本町では、近隣町村の状況等を勘案の上、費用の3割程度という考え方で2,400円から6,600円とするよう調整しております。なお、65歳以上で定期接種の対象外となる方の負担額は、令和7年度に限り定期接種の方と同額とする方針です。また、50歳～64歳までの任意接種の方は、今年度と同様に費用の5割程度と考えております。新型コロナワクチンにつきましては、令和6年度から65歳以上等が定期接種となっており、自己負担額1,000円で実施しております。1月末で対象者1,204名のうち368名が接種し、接種率は30.6%でありました。

次に、母子保健対策についてでございます。母子保健法では、市町村が1歳6か月児と3歳児を対象に健診を実施することが義務付けられております。こども家庭庁は、令和5年12月28日付けの通知で新たに母子保健医療対策総合支援事業として、1か月児と5歳児の実施も求めています。運用にあたっては市町村の任意としておりますが、本町としては5歳児健診は小学校入学前健診よりも早期に発達の特徴などを保護者等と共有することが可能となるため、今年度から既に実施しております。また、同様の理由で1か月児健診につきましても、町が病院と委託契約を締結し母子が受診できる体制を整えております。これにより町独自に行っている3か月児健診や9か月児健診と併せて、出産後から就学前までの切れ目のない健診体制で安心できる子育て環境に寄与していると考えております。また、令和7年度からは、新たに弱視かどうかを判定するための機器を購入し、3歳児及び5歳児健診において屈折異常検査を実施する予定でもあります。

次に、地域医療の推進及び介護医療院についてでございます。令和6年第4回定例会において、診療所及び介護医療院で2名の看護師が採用できたことを報告したところでありますが、一転して年度末までに4名が自己都合等で辞めることとなりました。フルタイム及びパートタイムの会計年度任用職員がそれぞれ2名であります。4月末には正職員を1名採用する予定ではありますが、現在の情勢では看護人材を確保することは厳しい状況であります。それぞれの施設が安定的に運営できるよう、人材紹介サービス等を活用しつつ、今後はこれまで以上にすべての看護師が連携を図り、診療所の外来業務と介護医療院の看護業務を効率的に進めなければいけないと考えております。また、介護医療院では、2月末で18名が入所し満床となっております。今年度の療養床の平均稼働率は、1月末で91%となっており昨年度の同時期からは6%上昇しております。希望者が切れ目なく

入所し療養生活が送れるよう入退所の支援を行うとともに、収益確保のために平均稼働率が90%以上となるよう努めてまいります。

次に、地酒・古平についてでございます。令和6年度の酒米「彗星」は、2件の農家の協力によって59aの作付けで、3,210kgを収穫することができました。収穫した酒米は、観音滝の天然水を使用し小樽市の田中酒造(株)が仕込みを行ったところであります。2月23日には、ろ過・熱処理を行っていない「純米吟醸酒 古平 超新鮮しぼりたて」が町内小売店で発売され、4月初旬にはろ過・熱処理を施した「純米吟醸酒 古平」が、小売店に加え道の駅ふるびらたらこミュージアムでも発売されることとなっております。一方、令和7年度は同数の2件の農家の協力によって作付けされることとなりましたが、食用米と酒米の両方を育てることは手間と労力を要するため、農家の高齢化が進む現状では、酒米を安定的に確保することが今後の検討課題になると認識しております。次に、漁協防災施設兼事務所整備についてであります。令和7年2月21日の議会全員協議会でもご説明したとおり、今回整備する東しゃこたん漁協の本所については、防災施設としての機能も有することから、町が建設費の一部を補助することとしております。国庫補助金を活用するため、事業主体の漁協が作成した個別地区計画を町経由で水産庁へ提出し、現在は補助金の内示を待っている状況であります。今後は、補助金の交付決定がされ次第、4月に実施設計を行い、7月から本体工事に着手する予定であります。令和7年度中の完成を目指しておりますので、漁協とは連携を密にとってまいります。なお、現時点では総事業費が3億3,552万円で、国庫補助金9,237万円を含めた町補助金が1億9,869万円、漁協の負担は1億3,683万円となっております。

次に、ふるさと納税についてであります。今年度の2月末での寄附状況は、寄附件数が31,055件、寄附額は3億6,555万円で、前年同期と比較すると微減となっております。昨年11月末では約2割の減でありましたが、12月の寄附額が過去四年間で最大であったことから、減少幅が1割程度縮小しております。令和6年度の最終的な寄附額は、おおよそ3億8,000万円と見込んでおります。制度改正があり、駆け込みと思われる寄附で増加した前年度よりは10%程度減少しておりますが、一定程度の寄附を得たことから、今年度も返礼品によるPR効果は有効であったと考えております。また、令和7年度は、現在のポータルサイトにAmazonを追加し、計6サイトで寄附を募ることといたします。道の駅の開業と併せて、本町を全国にPRする有効な手段として法令を遵守しながら創意工夫を図って参ります。

会議などの開催状況及び事業概要については資料1に、各種工事・委託業務の発注状況については資料2に、それぞれ取りまとめいたしましたので、後程ご高覧ください。

最後に、本定例会に付議します案件は、令和7年度各会計予算案7件、補正予算案5件、条例制定案1件、条例改正案3件、専決処分の報告1件であります。

これらの案件につきましては、ご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

以上申し上げ、行政報告といたします。

○議長（堀 清君） 以上で行政報告を終わります。

次に、教育行政報告について、教育長、どうぞ。

○教育長（三浦史洋君） 令和7年第1回定例会の開会にあたり、前回定例会以降の諸般につつま

して教育行政報告を申し上げます。

学校教育活動等についてです。1月23日小学校では、4月に入学する令和7年度新入学児童の一日体験入学を行いました。入学予定児童は9人です。子どもたちは校舎内の各教室を見学したり、1年生と一緒にゲームを楽しんだりしました。給食試食会も行い、人気メニューのスパゲティーマートソースをはじめ、鶏肉のレモン醤油からめ、フルーツヨーグルト和え、倉島牛乳を提供し、参加された保護者のみなさんからは、「野菜も細かく切られており手作り感があって、給食のありがたさを実感できました。」との好評の意見をいただきました。2月5日は前日から続く暴風雪に伴い、児童生徒の安全面を考慮して小中学校ともに臨時休校としております。2月7日、漢字検定が小学校を会場として行われました。児童23人が挑戦しました。漢字に関心を持ち、主体的に学習に臨む姿勢が身につくことを期待します。高校入試が次の日程で実施されています。2月13、14日私立高校A日程試験日、2月18、19日私立高校B日程試験日、3月4日道立高校試験日、今後の予定は次のとおりです。3月17日道立高校合格発表日、古平中学校エアコン設置工事は、最終工程のキュービクル更新を12月25日に実施、その後試運転によって正常に作動していることを確認の上、2月6日に工事受渡を行いました。卒業式は、中学校が3月14日、小学校が3月19日に举行されます。小・中学校とも春季休業は3月25日から、入学式・始業式は4月7日となっております。教職員人事についてです。3月3日に令和7年度当初の教職員人事異動が内示されました。今後の予定は次のとおりです。3月24日学校管理職の人事異動報道解禁、3月25日一般教職員の人事異動報道解禁。

生涯学習・スポーツについてです。1月9日、小中学生を対象とした書き初め大会を開催しました。小・中学生22人が力強い筆さばきで「不言実行」「新たな目標」「旅立ちの春」などの作品を完成させております。二十歳を祝う会を1月12日、複合施設大ホールで開催いたしました。当日はインドネシアとベトナムから来ている2人を加えた二十歳の14人が出席して、旧友との再会を楽しんでおりました。未来を創る若者たちに栄光あれとエールを贈ります。1月18日には、健康教室「リラックスヨガ&リズムエクササイズ」を開催、2月8日まで全4回の日程で延べ50人の方が音楽を聴きながら身体を動かして冬季間の運動不足を解消しております。2月11日には、キロロスキーアーツを実施、32人が参加して白銀の世界を満喫いたしました。

古平町図書館はオープンして2年10か月が過ぎました。この間多数のご来館をいただき誠にありがとうございます。図書館司書によるおはなし会を毎月行い、新年度の雑誌購入を決める雑誌総選挙を実施して利用促進に努めております。なお、今年度実績は2月末日時点で延べ貸出者数976人、貸出冊数3,405冊、図書館利用カード作成者数319人、また、蔵書数は15,967冊となっております。以上、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を今後ともお願い申し上げまして、行政報告といたします。

なお、会議などの開催状況及び事業概要については資料1に取りまとめたもので、後程ご高覧ください。

○議長（堀 清君） 以上で、教育行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第2号ないし日程第11 議案第8号

○議長（堀 清君） 日程第5、議案第2号 令和7年度古平町一般会計予算から日程第11、議案第8号 令和7年度古平町公共下水道事業会計予算までを一括議題とします。

初めに、議案第2号 令和7年度古平町一般会計予算について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第2号 令和7年度古平町一般会計予算について、提案理由の説明を私の方から申し上げます。

令和7年度の当初予算につきましては、町長の行政報告との繰り返しになりますが、新規の政策的経費を計上していない骨格予算で編成したところでございます。これまでの継続事業や人件費、公債費及び扶助費の義務的経費を中心に編成したところであります。しかしながら、年度当初から実施しなければ町民生活に支障の出る事業や、国・道などからの補助金をもらい年度初めから行わなければいけない事業につきましては、計上させていただきました。内容を説明させていただきますが、薄い方の予算説明資料を用いて説明させていただきます。予算書は、予算科目に合わせて予算額を目的別に列挙しただけのものでございますが、今用いて説明する予算説明資料はその予算額を骨格予算ではございますが、分かりやすくするために過去と比較しながら分析することや、一つのハード・ソフト事業を図表などを用いて掲載してございますので、予算の特徴を理解するのは予算説明資料の方がよいと思われまますので、説明資料を用いてご説明させていただきます。

では、まず3ページご覧ください。各会計の予算総括です。令和7年度の一般会計の予算総額は40億2,900万円。令和6年度、昨年当初予算は38億3,000万円ということで、骨格予算ではございますが2億2,600万円の増、増減率としては5.9%となっております。

それではなぜ増えたのかという理由をご説明いたしますので、8ページ、9ページに飛んでください。8ページ、9ページには歳出予算を性質別に掲載してございます。人件費、物件費、建設事業費が大きく増えた理由でございます。その下の円グラフにもそこを記載してございます。

では、細かく見ていくので9ページご覧ください。

まず、1人件費、対前年比較で3,065万4,000円増加してございます。理由といたしましては、一般職の給与で1,171万3,000円、会計年度任用職員の給与で1,418万3,000円増えてございます。こちらは、令和6年度の人事院勧告が大きなプラス改定となりまして、国家公務員に準拠している本町職員の人件費も増えたということが大きな理由となっております。

続いて、2物件費、対前年比7,164万6,000円の増となっております。大きな要因としては、中段、委託料と記載しているところで、4,888万6,000円増となっております。このうち、新たに4月にオープンする道の駅の指定管理料で3,870万円増となっております。それ以外には、物価高騰による各種委託料の増加が要因となっております。

続いて、3維持補修費、対前年42万7,000円の増。

その下、4扶助費、対前年1,947万9,000円増となっております。義務的経費の扶助費でございますが、大きな要因としては、中段に障害サービスの給付費ということで、1,225万4,000円増となっております。実績に合わせて予算計上したところでございます。それとその二つ下、児童手当、596万円増となっております。これも児童手当、令和6年から対象者を拡充してございますので、

その分増えたということでございます。

続いて、5 補助費等です。対前年7,436万6,000円減となっております。こちらは減でございますが、大きな要因としては、その下から三段目、下水道広域化事業負担金ということで、1億1,226万7,000円減となっております。この事業につきましては、古平町のし尿を余市町の下水道施設に搬入するための改修費を負担金として余市町に払っていたのですが、その事業が完了したことによって減っているというものでございます。

続いて、6 建設事業費ということで、対前年1億3,605万3,000円増となっております。この大きな要因としては、様々な事業の積み上げなのですが、三つ下です。ちょっと細かくて見づらいのですが、自治体情報システム標準化・共通化対応事業費、これで5,399万5,000円増となっております。各自治体で使っているシステム、戸籍のシステムだとか住民基本台帳のシステムなど、それら各自治体で使っているシステムを全国の自治体で統一するというので、国から求められている事業でございます。中段よりちょっと下のところにまた小さな字になってしまって申し訳ございませんが、放射線防護対策備品購入事業費ということで、2,749万4,000円増となっております。これは町内の3か所に備蓄防災倉庫を建設するのと備蓄品を充実させるための経費でございます。更に、その下の方に海洋センター外壁長寿命化事業費ということで、対前年1億10万円増となっております。B&G海洋センターの外壁改修でございます。

続いて、7 公債費、対前年2,705万9,000円の増でございます。こちらにつきましては、令和3年の複合施設の建設で借りた過疎債の元金が償還する関係上、2,700万円程度増えるということでございます。

続いて、8 積立金、対前年461万9,000円の減、

続いて、11、申し訳ございません。8の次なので9繰出金でございます。予備費が10に変わります。

9の繰出金、対前年1,983万6,000円です。内容として、介護サービス会計で1,856万7,000円、診療所運営会計で549万5,000円の増となっていることが繰出金の増要因でございますが、この二つの会計、一般会計と同じように人件費増加してございますので、繰出金が増えたということでございます。

10の予備費につきましては、対前年16万9,000円の減です。

これが、歳出で2億2,600万円増えた理由でございます。

それでは、1 ページ戻っていただいて、7 ページをご覧ください。こちらは歳入の性質別内訳調書でございます。1 町税、対前年1,599万9,000円の増。この大きな要因としては、固定資産税で1,419万2,000円の増となっております。これ、固定資産税が増えたように見えるのですが、実際には令和6年の当初予算を計上する際に、単純な計上誤りをしてしまったために増えた形となっております。

続いて、2 から 9 の地方譲与税等で、対前年32万6,000円の減でございます。

続いて、10 地方交付税、対前年2,300万円の増。普通交付税で2,000万円、特別交付税で300万円増やしてございます。こちらは、国が示す地方財政計画と今知り得る情報から推計した結果、2,300万

円の増となっております。

続いて、11分担金及び負担金、対前年2万8,000円の減。

12使用料・手数料、対前年339万7,000円の減でございます。大きな要素としては、上から二段目、幼児センター給食費126万2,000円減としてございます。これ、6月までの給食費無償化にしておりますので、その分収入が減るということで減らしてございます。

続いて、13国庫支出金、対前年3,545万7,000円の増でございます。大きな要素といたしましては、中段辺りにまた小さな字で恐縮なのですが、自治体システム標準化・共通化事業費補助金、先程歳出でご説明したものの歳入部分で4,627万5,000円。歳出では5,300万円程度増えておりましたが、その分の歳入として4,627万5,000円計上してございます。

14道支出金、対前年4,807万9,000円増。内容として大きな要素としては、右方の中段よりちょっと下の方に放射線防護対策補助金ということで、2,912万7,000円計上してございます。これも先程歳出でご説明した防災倉庫備蓄品を充実させるための補助金、歳出に連動するものでございます。

続いて、15財産収入、対前年256万4,000円の減でございます。財産売払収入で211万2,000円減となっております。昨年、令和6年度は森林環境整備事業で切った木を売って収入があったのですが、今回の事業では木を売るということがありませんので、その分減っているということでございます。

16寄附金、対前年2,030万円の増。大きな要素としては、ふるさと応援寄附金2,000万円、実績に合わせて増やしてございます。

続いて、17繰入金、対前年1億5,547万5,000円の増でございます。財政調整基金の繰入金で1億1,300万円増やしてございます。収支不足に対応するための繰入金です。減債基金繰入金で2,700万円増やしてございます。この減債基金につきましては、公債費、借金返し4億円以上の部分に充当するというので、4,100万円計上してございます。

18繰越金につきましては、対前年度同額。

19諸収入、対前年1,030万5,000円増となっております。大きな要素といたしましては、中段位に書いてある海洋センター外壁改修助成金、B&G財団からの助成金1,320万円、更にはその下、後志広域人件費精算金ということで、584万8,000円減らしてございます。令和6年度につきましては古平町から後志広域連合へ1名派遣してございましたが、令和7年につきましては派遣がなくなりますので、その分の職員の給与費精算分がなくなるということでございます。下から二段目の学校給食費収入で244万7,000円減としてございます。これは4月から6月分の給食費の無償化に対応するものでございます。

20町債、対前年7,630万円の減でございます。

それでは、続いて、24ページに飛んでください。24ページにつきましては、職員給与費目的別内訳調書ということで、正規職員の人件費の内訳を計上してございます。中段よりちょっと下の合計欄Aをご覧ください。令和7年の予算を積算するにあたり、人件費につきましては人数を66と記載してございます。66人で一般会計は積算してございます。ただ、この66名は現在募集中の職員が仮に採用された場合の人件費も含めてございますので、今現時点での実人数としては64名です。募集

人員も含めての数字です。その横に給料といたしまして、2億6,469万5,000円。そのまま右に移って行ってBの欄ですけれども、手当で1億9,072万2,000円、Cの共済費の欄で7,898万8,000円ということで、一般会計66名で5億3,440万5,000円を計上してございます。ちなみに、その下の方に総計（ア）と記入してございます。特別会計でも計上しています人件費を合わせると、一般会計と特別会計を合わせると、総計で職員数が78名、実際のところは76名でございますが、78名で合計で一番右側に6億2,831万2,000円というふうに計上してございます。

続いて、30ページお開きください。30ページの上段、13会計年度任用職員目的別調書ということで、正職員とは別の会計年度任用職員の人件費をそこに計上してございます。報酬、期末手当、勤勉手当、社会保険料等、総計で7,943万円。令和7年の計上している金額でございますが、内訳としては30人の会計年度任用職員のトータルでございます。ちなみに、令和6年度の当初予算の時ににつきましては28人の計上で、6,288万円2,000円でございます。

続いて、31ページ、次のページをご覧ください。15普通交付税算出調書でございます。先程ご説明した普通交付税、一番下の数字、令和7年度予算の一番下を見ていただきたいのですが、18億5,000万円を計上してございます。この18億5,000万円を計上した内訳がその表になってございます。国の示す地方財政計画、更には令和6年の実績など、現状で分かる情報から厳しく推計した数字が18億5,000万円でございます。

1枚めくっていただいて、32ページご覧ください。16起債状況調書でございます。令和7年に発行する起債の一覧でございます。その上の方の大きな表を見ていただきたいのですが、合計で令和7年は2億3,240万円の借金をして事業を行うということでございます。この2億3,240万円の内訳として、32ページの下の方の小さな表をご覧ください。起債別に記入してございます。過疎債、過疎ソフト、公営住宅建設事業債いわゆる公住債、これらで2億3,240万円借金をいたします。ですが、交付税措置もございますので、過疎債と過疎ソフトは70%の交付税措置でございますので、交付税措置額としては1億6,058万円とその差引が実負担額ということになります。利子については、ちょっとまだこの時点では見込んでおりませんが、実負担額としては2億3,240万円から1億6,058万円を差し引いた7,182万円が実負担ということになります。

では、さらに1枚めくっていただいて、34ページをご覧ください。17建設事業費予算額調書ということで、今回予算が増えた大きな理由の建設事業費です。その表の事業費欄で、令和7年度は3億6,639万6,000円を計上してございます。この事業費の財源内訳といたしまして、一番右側ご覧ください。国・道支出金で1億4,157万6,000円、町債として1億6,200万円、その他の財源として3,830万円で、一般財源として2,452万円という内訳になってございます。先程来、建設事業が大きく伸びたということをご説明しているところなのですが、町が持ち出さなければいけない一般財源は、令和7年は2,452万円です。ちなみに、令和6年度の一般財源の金額は4,129万7,000円でございます。差引1,677万7,000円減ってございます。建設事業費自体は増えてはいるのですが、本当に町が持ち出さなければいけない一般財源の部分は減っているという状況です。

では、続いて38ページをご覧ください。38ページ、39ページについては、今ご説明した建設事業の内訳を記載してございます。25の事業から成り立っております。この25の事業のうち主な事業や特

質すべき事業につきましては、42ページをご覧ください。42ページから65ページで、主な事業をピックアップしながら説明させていただきます。

まず、42ページの事業番号1、集会所照明LED化事業ということで、事業費128万7,000円計上してございます。事業内容の欄をご覧ください。蛍光灯が令和9年度末で生産中止となること、更には脱炭素化に向けて町の取組として、各集会所の蛍光灯をLED化するための事業でございます。令和7年度につきましては、中央集会所と西部集会所を実施いたします。来年以降、漁港会館・ふれあいセンターさわえ・明和集会所ということをご予定してございます。事業費の内訳として、下の表をご覧ください。128万7,000円の事業費のうち、町債で120万円、この町債、7割交付税措置がある過疎ソフトでございます。一般財源8万7,000円で実施する予定でございます。

1枚めくっていただいて、44ページご覧ください。事業番号3、自治体情報システム標準化・共通化対応事業ということで、事業費5,399万5,000円計上してございます。事業内容のところをご覧ください。国では、令和3年に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を制定し、令和7年度までに地方公共団体の情報システムを標準化するよう取組むこととしており、要は日本全国の全自治体の情報システムを統一するということです。標準化システムとしては、その下に書かれているような住民記録システム・戸籍システムなどでございます。この経費として事業費内訳として、下の表をご覧ください。5,399万5,000円のうち、国補助金で5,399万5,000円となつてございます。

続いて、49ページをご覧ください。事業番号8です。元気プラザ屋根防水修繕工事事業です。事業費130万円でございます。事業内容の欄を見ていただきたいのですが、元気プラザの屋根の劣化を防ぐために塗装を行います。元気プラザ、平成15年から供用を開始してございます。今回初めて屋根の塗装を行います。このように今後、過去に建設を行った施設の維持管理、維持的な修繕がどんどんと予定されているという状況でございます。そのまず手始めに、元気プラザが出てきたということでございます。事業費内訳としては、130万円全額一般財源で行う予定でございます。

続いて、53ページをご覧ください。事業番号12、藻場再生試験事業補助金、事業費86万1,000円です。実施場所としては沖町の海岸です。磯焼けの解消を目的として鉄分等を供給する施肥材を海岸に埋設する事業です。令和4年度から6年度まで3年間かけて試験期間ということで実施してまいりましたが、もう少し効果を測定する必要があるため令和7年も引き続き実施するというものでございます。事業費内訳としては、86万1,000円のうち町債で80万円、過疎ソフトを充当する予定でございます。

続いて、56ページをご覧ください。事業番号15、歌棄稲荷沢線道路改良事業費、6,150万円でございます。事業内容といたしましては、延長で440m、既設の舗装8cmの舗装を撤去して12cmの舗装をし直すというものでございます。これ、毎年計上してございますが、国補助が思うようについていないという状況でございます。その結果、毎年当初予算ではある程度の事業費を見込んでおりますが、国補助が思うようにつかないため、決算では事業費が縮小になっているという状況でございます。現時点での事業費内訳としては、国補助で2,196万円、町債3,900万円、過疎債を予定してございます。ただし今言ったように、国補助がつかなかったら事業費を縮小する場合もあるという

ことでございます。

続いて、その横のページ、事業番号16、清住団地外壁改修事業です。事業費600万円、内容としては、令和8年に清住団地外壁改修を予定してございますので、令和7年にはその実施設計分600万円を計上してございます。事業費内訳としては、国補助が300万円、町債300万円。この町債につきましては公営住宅建設事業債、公住債でございます。

続いて、60ページをご覧ください。事業番号19、放射線防護対策備品購入事業、原子力対策事業です。事業費2,749万4,000円。事業内容・事業施行場所の表を見ていただきたいのですが、ふるびら温泉「しおかぜ」、古平小学校、共働の家に備蓄倉庫を各一棟ずつ建設いたします。更には備蓄品の充実ということで、粉ミルク・アルファ米・飲料水・トイレットペーパー等を購入する事業でございます。事業費の内訳といたしましては、全額道支出金で実施する予定でございます。

続いて、61ページ、隣のページです。事業番号20、情報端末機器購入事業ということで、1,426万8,000円計上してございます。こちらにつきましては、今GIGAスクール構想で小学校・中学校の全児童生徒に一人1台タブレットを貸与しておりますが、そのタブレットの更新でございます。事業費の内訳といたしまして、国補助で748万円、その他で670万円、これはふるさと基金です。それに対応する予定でございます。

続いて、1枚めくっていただいて62ページ、事業番号21、中学校照明LED化事業ということで、797万8,000円計上してございます。中学校の校内及び体育館の照明が、経年劣化により頻繁に故障しているというのが現状でございます。ですので、LED化に変更し教育環境を充実させようというのがこの事業の目的でございます。事業費の内訳といたしましては、町債で790万円、過疎ソフトでございます。一般財源7万8,000円でございます。

続いて、65ページをご覧ください。事業番号24、海洋センター外壁長寿命化工事事業ということで、事業費1億1,220万円計上してございます。事業内容としては、平成7年に完成した海洋センターの長寿命化を図るために外壁改修工事を行うものでございます。事業費の内訳としては、町債8,760万円、過疎債です。その他2,460万円。B&G財団から1,320万円、ふるさと基金で1,140万円を充てる予定でございます。

ここまでが建設事業で、次のページご覧ください。

ここから72ページまでは、その他事業、ソフト事業でございます。新規の事業・特徴のある事業についてご説明させていただきます。まず、66ページの下から三つ目、地域交通確保対策事業ということで、2,102万5,000円計上してございます。内容としては、地域公共交通活性化協議会補助金で2,035万円計上してございます。これは、町内を走っているコミュニティバスの運行経費でございます。タクシー事業者運行支援補助金ということで、60万円計上してございます。ここでは、この間の議会全員協議会の最後に説明した積丹線の収支不足については計上してございません。まだ金額が確定していない段階でしたので計上しておらず、金額が確定したら今後補正予算対応をさせていただきたいと考えてございます。

続いてその下、地域おこし協力隊推進事業ということで、4,980万円計上してございます。地域おこし協力隊員9名分の予算でございます。

続いてその下、統計調査事業ということで269万5,000円計上してございます。前年の21万9,000円から大きく増えてございますが、これは令和7年度国勢調査の年でございますので、その経費分増えているということでございます。

続いて67ページ、下から三段目をご覧ください。灯油等購入助成事業、318万4,000円。冬季の生活支援・経済負担の軽減で、継続事業として今回の当初予算では1万円でもた計上させていただいております。

1枚めくっていただいて、68ページの中段、廃棄物広域連合基幹的改良工事業ということで、2,801万7,000円計上してございます。これは小樽の桃内にある廃棄物広域連合のごみ焼却施設が老朽化してございますので、構成町村で負担して改修するための経費でございます。古平町の負担分が2,800万円ということです。令和6年から令和8年までの事業で、令和7年は2年目ということになります。

続いて、69ページ下から二段目、予防接種事業。事業費1,691万4,000円計上してございます。前年よりも440万円程度増えてございますが、これは町長の行政報告にもあったように、带状疱疹の費用を見込んでいるため増えているということでございます。

続いて、1枚めくっていただいて、70ページ下から二段目、道の駅管理事業ということで3,937万円計上してございます。4月にオープンする道の駅の指定管理料として3,870万円、その下の、道の駅開業準備業務委託料62万円、これはオープニングセレモニーに係る経費でございます。

続いて、71ページの中段、高等学校生徒遠距離通学補助事業ということで、705万6,000円計上してございます。前年よりも200万円程度増えてございますが、これは令和6年の第4回定例会でも補正させていただいたように、令和6年12月からは小樽市内は月1万2,500円、余市が月9,500円と見直しましたので、その分増えているということでございます。

では、73ページをご覧ください。73ページから83ページまでは、主要な財政数値ということで今回の予算編成後の財政数値を記載してございます。ポイントをピックアップして説明させていただきます。

まず、75ページをご覧ください。75ページは公債費の推移ということで、借金返しの推移でございます。令和7年は4億4,170万7,000円計上してございます。令和6年よりも2,785万9,000円増となっております。こちらは先程もご説明しましたが、令和3年に借りた複合施設のうち、地域交流センター、大ホールだとかこの中ホール、更にはその下の図書館、地域交流センター部分と図書館部分の起債の償還が開始したために増えたということでございます。毎年お示ししているシミュレーション上は、今後、令和15年までは公債費が高止まりの傾向が続くという見込みでございます。

1枚めくっていただいて、76ページをご覧ください。76ページには、地方債借入額及び地方債残高の推移ということになってございます。ここでご説明したいことは、下段（イ）の地方債残高の推移の表でございます。一般会計、令和7年の予算額どおり起債を借りますと、令和7年末で一般会計の残高が48億9,854万1,000円となります。特別会計・簡水・下水を合わせますと、59億5,924万9,000円の残高となります。

続いて、81ページをご覧ください。81ページは一般財源の推移でございます。自由に使える一般

財源の推移ということで、令和7年の予算額上の一般財源は23億7,523万6,000円。予算上の話ではありますが、過去5年間では自由に使える一般財源が一番少ないという状況でございます。

続いて、1枚めくっていただいて、82ページでございます。82ページは基金残高の直近の推移でございます。（ア）の表をご覧ください。財政調整基金、令和7年度の予算編成後残高は6億9,545万円、減債基金、借金返しに充てる基金が6億2,377万円、ふるさと応援基金が11億3,627万円、総額で28億1,451万8,000円となります。

続いて83ページ、ふるさと応援寄附金の推移でございます。ふるさと応援寄附金の状況といたしましては、令和7年は3億2,000万円で寄付を見込んでおり、年度末には今説明したように11億3,627万円となる予定でございます。（イ）の表でございますが、このふるさと基金を令和7年度の予算でどのように使ったかと申しますと、そこに書いているように17本の事業に充当してございます。総額で6,610万円しているという状況でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます

○議長（堀 清君） 以上で議案第2号 令和7年度古平町一般会計予算についての提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時27分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第3号 令和7年度古平町国民健康保険事業特別会計予算の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） 議案第3号 令和7年度古平町国民健康保険事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算説明資料の方でご説明いたします。説明資料88ページ、89ページをお開きください。令和7年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,360万円で、前年度比1,060万円の減となっております。

歳入の方から説明いたします。1款1項国民健康保険税、6,486万8,000円で、前年度比184万4,000円の増額となっております。保険税の実績及び算定状況につきましては、説明資料の92ページ、93ページに詳しく掲載しておりますので、後程ご覧ください。

3款国庫支出金1項民生費補助金、322万4,000円の計上で、国保の標準システムがクラウド移行するための改修費用の国庫補助分となります。

4款1項他会計繰入金は、4,338万2,000円で、前年度比392万3,000円の減。基盤安定繰入金及び職員給与費の減少が主な理由となっております。2項繰入金は、前年度比1,159万9,000円の減です。

続いて、6款諸収入、212万3,000円、前年度比14万6,000円の減で、こちらは歳出で計上しております健診委託料に係る広域連合からの収入分が微減となっております。

続きまして、右側、歳出に移ります。1款1項総務管理費、1億1,177万円で、前年度比1,168万

4,000円の減でございますが、主な理由としては広域連合分賦金の減によるものでございます。

2項徴税費及び3項審議会費につきましては、微減となっております。

2款基金積立金、3款諸支出金は、前年度同額となっております。

以上で令和7年度古平町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 次に、議案第4号 令和7年度古平町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） 議案第4号 令和7年度古平町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

同じく予算説明資料の98ページ、99ページをお開きください。令和7年度の予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,940万円で、前年度比490万円の減となっております。

歳入の方から説明いたします。1款1項後期高齢者医療保険料ですが、前年度比456万4,000円減の3,765万9,000円となっております。

3款1項一般会計繰入金は、前年度比25万円減の3,032万2,000円で、町及び広域連合の職員給与費増加分及び基盤安定繰入金の減額が主な理由となっております。

5款諸収入3項受託事業収入、健診委託料に係る広域連合からの収入分が減額となっております。

続きまして、右のページ歳出ですが、1款1項総務管理費743万6,000円につきましては、前年度比45万9,000円の増、人件費の増額分が主な原因でございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金、6,143万7,000円につきましては、広域連合の積算に基づき計上しており、前年度比535万7,000円の減額でございます。

3款諸支出金は、昨年度と同額計上でございます。

以上で令和7年度古平町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 次に、議案第5号 令和7年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算の説明を求めます。

○保健福祉課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第5号 令和7年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の303ページをお開きください。令和7年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,580万円と定めるもので、前年度比2,580万円の増となっております。予算の款、項、金額などに関しましては、第1表を次のページに記載しております。

それでは、歳入について説明いたします。316ページ、317ページをお開きください。歳入予算、1款1項介護給付費収入、7,780万3,000円の計上で、前年度比794万4,000円の増でございます。これは、4事業所で実施しております5つの介護サービス事業の給付費の計上でございます。

1目居宅介護サービス費等収入は、通所介護、元気プラザでのショートステイ事業。

2目では、要支援者に対する予防プラン作成に係る給付費でございます。

3目は、介護医療院における入所とショートステイ事業の介護給付費収入でございます。増額の

大きな要因といたしましては、介護医療院の稼働率を勘案し利用者の増を踏まえた計上となっております。

1 款 2 項自己負担金収入、1,662万8,000円の計上で、自己負担を伴うサービスの3事業所、4事業分の収入でございます。

次のページ、318ページに移りまして、2 款 1 項一般会計繰入金、1 億98万1,000円で、前年度比1,856万7,000円の増額となっておりますが、これは4つのサービス事業所の歳入歳出調整の結果であります。詳細につきましては、後程歳出で説明させていただきます。

320ページ、3 款繰越金、科目設定で1,000円。

次の322ページ、4 款につきましては、端数調整として38万7,000円となっております。

続きまして、歳出のご説明をいたします。1 款 1 項居宅サービス事業費、4,290万4,000円で、前年度比122万1,000円の増額で、デイサービス・ショートステイ2事業分で、増額の大きな要因は社会福祉協議会へのデイサービス事業運営委託料の指定管理料のうち、人件費及び燃料費等の物価高騰により増額となっております。

1 款 2 項介護予防支援事業費、5 万7,000円で、予防プラン作成業務委託料を過去の実績と要支援者認定の状況を勘案して前年度とほぼ同額としております。

1 款 3 項施設サービス事業費、1 億5,226万4,000円で、前年度比2,434万5,000円の増となっております、大きな要因は介護医療院のスタッフの処遇改善のための諸手当の見直し及び物価高騰により増額となったことによるものでございます。

続きまして、330ページ、2 款 1 項予備費は、57万5,000円でございます。

それでは、予算説明資料、薄いほうの資料でございます。108ページをお開きください。

4つのサービス事業所につきまして、事業費とその財源について図式でお示しております。(1) 通所介護事業では、事業費3,917万5,000円に対しまして、収入不足のため他のサービスの事業分を充当することと一般会計より繰入をしまして予算を組んでおります。繰入金額は前年度比325万6,000円の増となっております。この大きな要因は、利用者の減少による収入減と燃料費等の物価高騰によるものでございます。

その下、(2) 短期入所生活介護事業では、事業費372万9,000円に対しまして、介護サービス事業費収入等で376万9,000円を見込んでおり、4 万円の黒字となっております。この事業は生活支援ハウスの職員が行っておりまして、人件費の一部が指定管理料に含まれているため、例年黒字となっているものでございますが、昨年度は居室に冷房設備を完備することから、事業実施以来初めて赤字となって予算計上したものでございました。

次のページに移りまして、(3) 介護予防支援事業では、事業費5 万7,000円に対しまして、介護サービス収入等で231万円を見込んで225万3,000円の黒字ではありますが、この事業につきましても、人件費は包括支援センターの職員の業務の一環として行っているため、システム経費及び人件費につきましては一般会計で計上しているため黒字となっているものでございます。

その下、(4) 介護医療院事業では、事業費1 億5,226万4,000円に対しまして、介護保険サービス収入等で6,887万1,000円を見込んで8,339万3,000円の収入不足のため、一般会計から繰入してお

ります。繰入金額は、前年度比1,582万8,000円の増となっております。大きな要因は歳出でもご説明いたしましたが、サービス収入は微増ではありますが人件費及び物価高騰による経費の増額によるものでございます。

以上のことによりまして、一般会計繰入金いわゆる赤字補填は、2事業の収入不足額から短期入所事業と介護予防プラン事業の黒字分を差し引いた1億98万1,000円を一般会計繰入金とするものです。4事業所が実施する介護サービス会計としましては、前年度比一般会計繰入金が1,856万7,000円の増となっております。

以上で令和7年度古平町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 続きまして、議案第6号 令和7年度古平町立診療所運営事業特別会計予算の説明を求めます。

○町立診療所事務長（細川武彦君） 議案第6号 令和7年度古平町立診療所運営事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書351ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億690万円と定めるもので、前年度比750万円の増となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額に関しましては、「第1表 歳入歳出予算」を352ページ、353ページにお示ししております。

それでは、歳入からご説明いたします。予算説明資料114ページをお開きください。1款診療収入、1項保険診療収入、3,181万円の計上で、前年度比234万円の増となっております。2項保険外診療収入、13万9,000円の計上で、3万6,000円の減となっております。ともに過去3年度分の実績により推計し、合わせて230万4,000円の増となっております。

2款介護サービス収入、1項介護給付費収入、2項一部負担金収入、ともに1,000円の計上で、前年度と同様であります。こちらは、介護サービス事業を実施した場合の科目設定でございます。

3款使用料及び手数料、1項使用料、319万円の計上で、前年比27万5,000円の増となっております。2項手数料、32万8,000円の計上で、前年度比6,000円の増となっております。過去4年度分の実績により推計し、合わせて28万1,000円の増となっております。

4款繰入金、1項繰入金、7,143万円の計上で、前年度比549万5,000円の増となっております。これは、診療所運営事業の赤字補填分を一般会計から繰入するものでございます。

5款諸収入、1項雑入については、1,000円計上しております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、9,655万5,000円の計上で、前年度比675万円の増となっております。人事院勧告に準じた人件費の増が主な要因であり、人件費等で前年度比約750万円の増となっております。

2款診療事業費、1項診療費、995万4,000円の計上で、前年度比89万9,000円の増となっております。医薬材料費等は物価高騰等を、委託料は実績を見込んでの増額となっております。

3款予備費、1項予備費、39万円1,000円を計上しております。

以上で令和7年度古平町立診療所運営事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろ

しくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 以上で議案第6号 令和7年度古平町立診療所運営事業特別会計予算についての提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 0時54分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第7号 令和7年度古平町簡易水道事業会計予算の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） 議案第7号 令和7年度古平町簡易水道事業会計予算の説明を申し上げます。

別冊の公営企業会計予算書3ページをお開きください。第3条から説明いたします。

第3条は、収益的収入及び支出について定めております。括弧書きについては営業費用の委託費430万円の財源に充てる企業債430万円を借り入れる旨定めております。収入の総額は、第1款事業収益、1億6,412万9,000円。内訳は、下段の第1項営業収益、第2項営業外収益となっております。支出の総額は、第1款事業費用、1億5,518万7,000円。内訳は、下段の第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項予備費となっております。

第4条につきましては、資本的収入及び支出について定めております。括弧書きにつきましては、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,527万9,000円は、引続金4,527万9,000円で補填する旨を定めております。

収入の総額は、次のページでございます。第1款資本的収入、8,080万1,000円。内訳は、下段の第1項企業債、第2項他会計負担金、第3項工事負担金となっております。支出の総額は、第1款資本的支出、1億2,608万円。内訳につきましては、下段の第1項建設改良費、第2項企業債償還金となっております。

第5条では、債務負担行為の事項、期間、限度額を定めております。

第6条では、企業債で起債の目的や限度額を定めております。

第7条では、一時借入金でその限度額を定めております。

第8条では、予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。同一款内の各項間は流用できる旨を定めております。

第9条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費です。報酬と職員給与費がそれにあたる旨定めております。

次は、予算実施計画について説明します。8ページ、9ページをお開きください。ここでは、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の各項目の主なものについて説明します。これから説明する事項につきましては、22ページ以降の予算明細書にも掲載しております。

それでは、8ページ収益的収入から説明いたします。1款1項1目給水収益、8,659万7,000円。

水道料金が計上されております。

同項 2 目受託事業収益、813万円。消火栓更新工事料などが計上されております。

同項 3 目その他営業収益、67万7,000円。下水道使用料賦課徴収受託料がここで計上されております。

飛ばしまして、1 款 2 項 2 目加入金、3 万9,000円。新設加入負担金が計上されております。

同項 3 目長期前受金戻入、6,748万7,000円。これにつきましては、減価償却に対し国庫補助金などを収益したとして計上するもので、実際には現金収入のない収益を計上することとなっております。

飛ばしまして、同項 6 目他会計負担金、119万6,000円。企業債償還利子に対する一般会計負担などが計上されております。

次は、収益的支出でございます。

1 款 1 項 1 目原水及び浄水費、3,084万4,000円。浄水施設の維持管理経費が計上されております。

同項 2 目配水及び給水費、501万2,000円。排水施設の維持管理経費が計上されております。

同項 3 目受託工事費、813万円。消火栓更新工事などを受託して発注する費用を計上しております。同項 4 目総係費、2,777万1,000円。会計の運営に伴う職員人件費、経営戦略策定業務などが計上

されております。

同項 5 目減価償却費、7,426万4,000円。実際には現金支出のない費用ですが、この費用を計上することとなっております。

1 款 2 項 1 目支払利息及び企業債取扱諸費、216万6,000円。企業債償還利子が計上されております。同項 2 目消費税及び地方消費税、400万円。令和 7 年度発生の消費税納付金が計上されております。1 款 3 項 1 目予備費、300万円の計上でございます。

次のページは、資本的収入です。

1 款 1 項 1 目建設改良等企業債、6,130万円。浄水場電気設備更新工事の財源として発行される企業債でございます。

1 款 2 項 1 目他会計負担金、770万1,000円。企業債償還元金に対する一般会計の負担が計上されております。

1 款 3 項 1 目工事負担金、1,180万円。一般会計の工事における排水管の補償金収入でございます。

次は資本的支出です。

1 款 1 項 1 目建設改良費、1 億1,074万円。上水道電気設備更新工事、量水器更新工事などが計上されております。

1 款 2 項 1 目建設改良等企業債償還元金、1,534万円。企業債償還元金が計上されております。

次のページは予定キャッシュ・フロー計算です。これにつきましては、一年間の実際のお金の流れを表したもので事業の経営状況の実態を表しております。1 につきましては、収益的収支のお金の流れで、収支につきましては業務活動によるキャッシュ・フローの最下段、中段あたりです。2,240

万円強のプラス。2につきましては、資本的収支の収支で企業債収入を除く建設改良のお金の流れで、収支は投資活動によるキャッシュ・フローの最下段、9,300万円強のマイナス。3につきましては、企業債収入と企業債元金償還金のお金の流れで、収支は財務活動によるキャッシュ・フローの最下段、5,020万円強のプラス。下から三行目の資金増加額又は減少額につきましては、1 業務活動、2 投資活動、3 財務活動の総計で2,030万円強のマイナスでございます。下から二行目の資金期首残高につきましては年度当初の資金を表し、一番下、資金期末残高は年度末の資金を表します。年度末では1億7,060万円強の残高があり、問題ない状況となっております。

次の12、13ページにつきましては、職員明細書で2名分の所給与費が計上されております。

次の14ページは、債務負担行為に関する調書で、ここにつきましては、2か年で実施する浄水場電気設備更新工事と同工事の工事管理費が計上されております。

次は、15ページ、予定損益計算書でございます。ここにつきましては、一年間の収益とかかった費用を集計しどれだけ利益を得たのかを算出しているもので、前年の予定を掲載することとなっております。1 営業収益と2 営業費用の収支は損失を計上しております。3 営業外収益と4 営業外費用の収支は利益を計上しております。経常利益は右側の下から四行目で、2,060万円強。そこから5 特別損失を差引くと、下から二行目、当年度純利益は1,840万円強となります。

次は、16、17ページ、予定貸借対照表でございます。ここにつきましては決算時点で保有している資産を表しているもので、令和7年度末時点を表しております。16ページにつきましては、資産の部、固定資産や流動資産を表しているもので、資産の合計は最下段、12億4,890万円強。17ページは負債の部、固定負債、流動負債、繰延収益を表したもので、更に資本の部では、資本金と剰余金を表し、負債と資本の合計は最下段、12億4,890万円強となり、前ページの資産合計と一致するものでございます。

18ページ、19ページは、これも予定貸借対照表で、令和6年度末時点を表したものでございます。先程の令和7年度と説明が重複する部分もありますので、説明は割愛させていただきます。

20ページにつきましては、令和7年度予定貸借対照表の注記表でございます。

21ページ以降につきましては、参考資料として予算明細書を掲載しております。

以上で令和7年度古平町簡易水道事業会計予算の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 次に、議案第8号 令和7年度古平町公共下水道事業会計予算の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） 議案第8号 令和7年度古平町公共下水道事業会計予算の説明を申し上げます。

別冊の公営企業会計予算書31ページをお開きください。第3条から説明いたします。

第3条は、収益的収入及び支出について定めております。括弧書きにつきましては、営業費用の委託費380万円の財源に充てる企業債380万円を借り入れる旨定めております。収入の総額は、第1款事業収益、1億9,160万6,000円。内訳につきましては、下段の第1項営業収益、第2項営業外収益となっております。

支出の総額は、第1款事業費用、1億8,619万円。内訳は、下段の第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項予備費となっております。

第4条につきましては、資本的収入及び支出について定めております。括弧書きにつきましては、資本的収入が資本的支出に対して不足する額2,141万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金1,219万8,000円、繰越利益剰余金処分量782万4,000円及び当年度利益剰余金処分量139万2,000円で補填する旨を定めております。

収入の総額は次のページでございます。第1款資本的収入、1億197万円。内訳は、下段の第1項企業債、第2項他会計補助金、第3項補助金、第4項負担金等となっております。

支出の総額は、第1款資本的支出、1億2,338万円4,000円。内訳は、下段の第1項建設改良費企業債、第2項企業債償還金となっております。

第5条では、企業債で起債の目的や限度額を定めております。

第6条では、一時借入金限度額を定めております。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。同一款内の各項間の流用はできる旨を定めております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費です。報酬と職員給与費がそれにあたる旨定めております。

第9条では、他会計からの補助金です。一般会計からの補助を受ける金額を定めております。

次は、予算実施計画について説明します。36、37ページをお開きください。ここでは収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の各項の主なものについて説明します。これから説明する事項につきましては、50ページ以降の予算明細書にも掲載しております。

それでは、36ページ、収益的収入から説明いたします。

1款1項1目下水道使用料、3,112万3,000円が計上されております。同項2目その他営業収益、5万1,000円。各種手数料が計上されております。

飛ばしまして、1款2項2目他会計補助金、2,700万円。一般会計からの補助金で赤字補填分が計上されております。

同項3目他会計負担金、5,317万1,000円。一般会計が負担する負担金を計上しております。この他会計負担金につきましては、繰出基準のルールに基づいた費用でございます。

同項4目補助金、360万円。事業計画策定費の財源となる国庫補助金が計上されております。

同項5目長期前受金戻入、7,665万9,000円。これにつきましては、減価償却に対しまして補助金などを収益したとして計上するもので、実際に現金収入のない収益を計上することとなっております。

次は、収益的支出です。

1款1項1目管きよ費、425万4,000円。下水道管きよの維持管理費が計上されております。

同項2目ポンプ場費、533万7,000円。ポンプ場の維持管理経費が計上されております。

同項3目処理場費、3,865万4,000円。処理場の維持管理費が計上されております。

同項4目総係費、3,632万7,000円。会計の運営に伴う職員人件費、経営戦略策定業務費などが計

上されております。

同項 5 目減価償却費、8,885万7,000円。実際には現金支出のない費用ですが、この費用を計上することとなっております。

1 款 2 項 1 目支払利息及び企業債取扱諸費、948万円1,000円。企業債償還利子が計上されております。

同項 2 目消費税及び地方消費税、200万円。令和 7 年度発生の消費税納付金が計上されております。

1 款 3 項 1 目予備費、128万円の計上となっております。

次のページ、資本的収入です。

1 款 1 項 1 目建設改良等企業債、450万円。施設更新実施設計の財源として発行される企業債です。1 款 2 項 1 目他会計補助金、9,187万1,000円。資本的収支の不足を補填する一般会計からの補助金が計上されております。

1 款 3 項 1 目国庫補助金、450万円。施設更新実施設計の財源が計上されております。

1 款 4 項 1 目他会計負担金、109万8,000円。特別措置分の企業債元金に対する一般会計の負担が計上されております。

次は資本的支出です。

1 款 1 項 1 目建設改良費、1,052万円。施設更新実施設計などが計上されております。

1 款 2 項 1 目建設改良等企業債償還金、1 億1,286万4,000円。企業債償還金が計上されております。

次は、38ページ、予定キャッシュ・フロー計算書でございます。ここにつきましては、一年間の実際のお金を表したもので、事業の経営状況の実態を表しております。

1 につきましては、資本的収支のお金の流れで、収支は業務活動によるキャッシュ・フローの最下段、中段あたりです。2,320万円強のプラス。

2 につきましては、資本的収支の収支で企業債収入を除く建設改良のお金の流れで、収支につきましては、投資活動によるキャッシュ・フローの最下段、8,550万円強のプラス。

3 につきましては、企業債収入と企業債償還元金のお金の流れで、収支につきましては、財務活動によるキャッシュ・フローの最下段、1 億450万円強のプラス。下から三行目の資金増加又は減少額につきましては、1 業務活動、2 投資活動、3 財務活動の総計で410万円強のプラスでございます。下から二行目、資金期首残高については年度当初の資金を表しまして、一番下の資金期末残高は年度末の資金を表します。年度末では1,470万円強の残高があり、問題ない状況となっております。

次の、40ページ、41ページは、給与明細書で2名分の職員給与費が計上されております。

次は、42ページ、予定損益計算書でございます。ここにつきましては、一年間の収益とかかった費用を集計しどれだけ利益を得たかを算出するもので、前年の予定を掲載することとなっております。1 営業収益と2 営業費用の収支は、損失を計上しております。3 営業外収益と4 営業外費用の収支につきましては、利益を計上。経常利益は右側の下から四行目で、880万円強。そこから、5 特

別損失を差引くと、二行目、当年度純利益、780万円強となります。

次は、44ページ、45ページの予定貸借対照表です。ここにつきましては決算時点の保有している資産を表したもので、令和7年度末時点を表しています。

44ページは、資産の部、固定資産・流動資産を表したもので、資産の合計は最下段、29億5,170万円強。

45ページは、負債の部、固定負債・流動負債・繰延収益を表したものの。更に資本の部では、資本金や剰余金を表し、負債と資本の合計は最下段、29億5,170万円強となり、前ページの資産の合計と一致するものでございます。

46ページ、47ページは、これも予定貸借対照表で、令和6年度末時点のものを表しております。先程の令和7年度と説明が重複する部分もありますので、説明は割愛させていただきます。

48ページは、令和7年度予定貸借対照表の注記表です。

49ページ以降は、参考として予算明細書を掲載しております。

以上で、令和7年度古平町公共下水道事業会計予算の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 以上で日程第5、議案第2号 令和7年度古平町一般会計予算から日程第11、議案第8号 令和7年度古平町公共下水道事業会計予算までの説明が終わりました。

本件につきましては、例年全員で構成する予算審査特別委員会を設置して審査しているところでございます。

お諮りします。本件は、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第8号までは、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時30分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 議案第9号

○議長（堀 清君） 日程第12、議案第9号 令和6年度古平町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第9号 令和6年度古平町一般会計補正

予算（第7号）について提案理由の説明をいたします。

議案の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれから1億3,026万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億7,391万1,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。議案の2ページ、3ページが歳入、4ページ、5ページが歳出でございます。

また、1ページにお戻りください。今回の補正予算では、第2条で繰越明許費、第3条で地方債の補正を規定してございます。

内容をご説明しますので、6ページをご覧ください。まず、第2表の繰越明許費です。地方自治法第213条第1項では、年度内に支出が終わらない見込がある予算については、議会の議決を得て翌年度に繰り越して使用ができると規定されてございます。今回の繰越明許費の設定でございますが、8款消防費、1項消防費、避難所環境改善用資機材整備事業、金額として2,910万5,000円としてございます。後程歳出の具体的内容で説明いたしますが、国の補正予算に基づき新しい地方経済生活環境創生交付金というものを活用し、避難所の環境改善用資機材の整備、避難所を充実させるためのものを購入するための経費でございます。年度末になって交付金が決定的いたしますので、年度内に事業が終わらず繰越したいというものでございます。

続きまして、第3表の地方債補正でございますが、起債の目的に書かれているそれぞれの事業において事業費が確定いたしましたので、その財源となるべき起債の金額も確定したことから補正するものでございます。

以上の第1表から第3表までが地方自治法で定められた議会の議決事項であります。

第1表の具体的な内容を説明いたしますので、別冊の議案第9号説明資料をご覧ください。縦の方の説明資料です。歳出から説明いたしますので、まずは8ページ、9ページをお開きください。予算科目の款項の項ごとに主な補正の内容を説明いたします。なお今回の補正につきましては、年度末の3月の補正でございますので、説明欄に記載している項目で特段の説明がなかった事項については、決算見込に合わせた整理補正であるご理解ください。

それでは、まず8ページ、1款議会費、1項議会費、既定の予算から55万円1,000円を減額し、4,166万2,000円とするものでございます。内容としては会議録反訳及び調整業務委託料ということで、令和6年度につきましては、議会の会議録を作成するのにこれまで委託していたものを自動文字起こしAI機能を使いまして職員が行ったため、その委託料を減額したものでございます。

続いて、2款総務費、1項総務管理費、既定の予算から2,138万円を減額し、4億1,342万6,000円とするものでございます。内容といたしましては、5目の財産管理費で、町有建物除排雪委託料279万4,000円を増額してございます。複合施設前の駐車場、元気プラザなど6か所の公共施設の除雪費の委託料を増額するものでございます。続いて、その二段下に、地域おこし協力隊活動委託料381万8,000円の減。活動実績に合わせて減額するものでございます。ゼロカーボンシティふるびら推進戦略策定支援業務委託料、782万1,000円の減となっておりますが、この事業を行うにあたって、補助

金が決定し当初予定していたよりも2分の1少なくなったため、それに合わせて減額するものでございます。更に二段下に、移住支援交付金。移住者がいなかったために減額するものでございます。更にその下、自治体情報システム標準化・共通化対応業務委託料ということで、840万円減額してございます。午前中の令和7年度予算でも出てきたものでございますが、令和6年度に予定しておりました戸籍附票システムの改修の大部分が令和7年度で実施することになりましたので、その分事業量が減になります。12目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金費、財源更正でございますが、これは令和6年の第2回定例会で、新たに非課税になった世帯、均等割となった世帯に対して、7万円を支給する事業費を議決いただいたところでございますが、事業費が確定し国からの交付金の金額も確定しましたので、それに合わせて国の交付金を増やし一般財源を減らすという財源構成でございます。

続きまして、2款総務費の2項徴税費でございます。補正額はゼロでございますが、これも同じく第2回定例会で定額減税の補足給付金を議決いただいたところでございますが、その事業費確定しまして国からの交付金の金額も確定したので、財源更正をするものでございます。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、既定の予算から3,319万9,000円減額し、7億3,393万円とするものでございます。こちらにつきましては、11ページまでの12目までの決算見込に合わせて行う整理補正でございます。

続きまして、同じく3款民生費の2項児童福祉費、10ページでございます。既定の予算から569万4,000円減額し、7,710万6,000円とするものでございます。内容といたしましては、児童手当609万円減額してございます。児童手当制度につきましては、令和6年度から高校生の年代まで対象者を拡大、更には多子世帯への給付金の額を上げるという改正が令和6年10月分からの12月支給分から改正になったところでございます。昨年の予算編成時期には実施時期がまだ不確定であったため、最初から少し過大に予算を組んでいたところでございます。事業費が確定いたしましたので減額補正するものでございます。

続いて、4款衛生費、1項保健衛生費、既定の予算から1,000万9,000円減額し、1億1,179万4,000円とするものでございます。こちらにつきましては、決算見込に合わせての整理補正でございます。

続いて、同じく4款2項清掃費、既定の予算から4,736万6,000円減額し、2億1,188万5,000円とするものでございます。内容といたしましては、下水道広域化推進総合事業負担金として4,736万6,000円減額するものでございますが、し尿処理を余市町の下水道終末処理場へ搬入するための改修事業費が確定いたしましたので、減額するものでございます。

続いて、5款農林水産業費、1項農業費、既定の予算から64万円減額し、644万5,000円とするものでございます。内容といたしましては、鳥獣被害対策実施隊員の報酬でございます。決算見込に合わせて減額するものでございます。

続いて、同じく5款2項林業費、補正額ゼロの財源更正でございます。こちら歳入で後程出てきますが、事業を実施することによって、伐採した木を売払しましたのでその売払収入を充当するものでございます。あと事業費の確定に伴って、国庫補助金の額も確定しましたので財源更正するものでございます。

同じく 5 款 3 項水産業費、既定の予算から438万3,000円減額し、2 億2,326万4,000円とするものでございます。内容としましては、新規漁業就業者の支援事業補助金の減額でございます。決算見込に合わせた金額でございます。

続いて、7 款土木費、2 項道路橋りょう費、既定の予算から2,791万7,000円減額し、1 億6,264万7,000円とするものでございます。道路除雪費の 2 目の方につきましては、財源更正でございます。補助金の金額が確定したための財源更正です。3 目の道路・橋りょう改良費につきましては、歌棄稲荷沢線道路改良工事請負費、2,705万9,000円の減、橋りょう長寿命化工事請負費、85万8,000円の減、ともに事業費確定に伴うものでございます。なお、歌棄の方につきましては、補助金の交付決定額に合わせて事業量を減としてございます。

続いて、8 款消防費、1 項消防費、既定の予算に2,910万5,000円を追加し、2 億3,335万8,000円とするものでございます。内容といたしましては、一般防災備品購入費ということで2,908万円計上してございますが、こちらが冒頭で説明した繰越明許費での説明でございます。避難所の環境改善のために国の交付金を活用して、テント式パーテーション・簡易ベッド・簡易ラップ式トイレ・スチールラック、更には資機材を運搬、更には避難所の電源用の車両を購入するための経費でございます。こちら、年度末の国の交付金の交付決定でございますので、年度内に支出が終わらないことから翌年度へ繰越して使用するというものでございます。

続いて、9 款教育費、2 項小学校費、既定の予算から484万2,000円減額し、3,695万1,000円。同じく、3 項中学校費、既定の予算から197万9,000円減額し、3,646万9,000円。同じく 6 項保健体育費、既定の予算から141万1,000円減額し、3,853万1,000円とするものでございます。こちら全て決算見込に合わせた整理補正でございます。

続いて、13款職員給与費、1 項職員給与費、補正額ゼロの財源更正でございます。歳入額の確定に伴いましての財源更正でございます。

それでは、2 ページからの歳入をご説明しますので、2 ページ、3 ページをお開きください。

まず、9 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、既定の予算に816万5,000円追加し、3,902万2,000円とするものでございます。内容といたしましては、減収補てん特例交付金、これは定額減税を行ったことに伴い町の税収減っていますので、その分を補填してくれるものでございます。

続いて、10款地方交付税、1 項地方交付税、既定の予算に5,054万円1,000円追加し、20億6,690万8,000円とするものでございます。内容といたしましては、国の補正に伴い普通交付税再算定をすることになって、それに伴う増でございます。普通交付税の中で臨時経済対策費、更には給与改定費ということで交付税措置が新たにされてございます。

続いて、13款国庫支出金、1 項国庫負担金、既定の予算から289万2,000円減額し、2 億973万4,000円とするものでございます。内容は、歳出額の確定に伴い歳入の負担金の額も確定しましたので、それに合わせた減額でございます。

同じく、13款 2 項国庫補助金、既定の予算に1,618万8,000円を追加し、2 億8,708万2,000円とするものでございます。こちらも歳出額の確定に伴う補助金額が確定しましたので、それに合わせた補正でございます。基本的な考えなのですが、8 目の消防費補助金につきましては、先程言った避

難所の備品を充実させるための交付金で、1,454万円を計上してございます。

続いて、14款道支出金、1項道負担金、既定の予算から542万2,000円を減額し、1億2,561万3,000円とするものでございます。こちらも歳出額の確定に伴う負担金の金額の確定で補正するものでございます。

次のページ、同じく14款2項道補助金、既定の予算から221万1,000円減額し、2,610万3,000円とするものでございます。同じく歳出額確定に伴う補助金額の確定での補正でございます。

続いて、15款財産収入、2項財産売払収入、既定の予算に510万6,000円を追加し、722万2,000円とするものでございます。内容といたしましては、伐採木売払収入ということで歳出の農林水産業費で出てきた森林環境保全整備事業で伐採した木の売払収入でございます。

続いて、16款寄附金、1項寄附金、既定の予算に154万9,000円追加し、4億185万円とするものでございます。一般寄附金と企業版ふるさと応援寄附金の決算見込に合わせた補正でございます。

続いて、17款繰入金、1項基金繰入金、既定の予算から1億2,650万円減額し、1億3,202万7,000円とするものでございます。財政調整基金繰入金1億770万円の減、更には減債基金繰入金1,400万円の減、ふるさと応援基金繰入金480万円の減、今回の補正の財源調整額でございます。財政調整基金につきましては、1億700万円強を減額しておりますが、まだ3,720万円繰入しないと予算が保てないという状況になってございます。

続いて、19款諸収入、4項雑入、既定の予算から189万円減額し、5,892万3,000円とするものでございます。内容といたしましては、新型コロナ定期接種ワクチン助成額が確定したための減額補正でございます。その他収入につきましては、今回の補正額の端数調整でございます。

最後、20款町債、1項町債、既定の予算から7,290万円減額し、2億7,727万6,000円でございます。次の7ページにかけまして、起債の金額、歳出の事業費が確定いたしましたので、その財源となる起債の金額も確定したための減額または整理補正でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。これから討論を行います。討論ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第9号 令和6年度古平町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号

○議長（堀 清君） 日程第13、議案第10号 令和6年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第10号 令和6年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ214万2,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億2,058万5,000円とするものでございます。説明につきましては説明書の方で説明させていただきます。

18ページ、19ページをお開きください。歳出の方から説明いたします。1款1項総務管理費、既定の予算から1,853万9,000円を減額し、予算額1億194万4,000円とするものでございます。健康診断委託料について、決算を見込んでの減額と広域連合負担金については広域連合において2月に補正予算が可決しており、これに合わせての減額補正となります。

2款1項基金積立金、1,600万円を追加し、1,750万円とするもので、歳入歳出各科目の決算見込の結果、財調積立を増額しております。

続きまして歳入に移ります。16ページ、17ページをお開きください。3款1項一般会計繰入金、164万2,000円を減額し、4,269万1,000円とするもので、各繰入金の決算を見込んでの補正でございます。

続いて、5款3項受託事業収入でございますが、50万円を減額し、169万円とするものでございます。こちらは歳出での健康診断委託料の減額に伴いまして、広域連合からの支出金を減額するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第10号 令和6年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号

○議長（堀 清君） 日程第14、議案第11号 令和6年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第11号 令和6年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ786万7,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ6,661万9,000円とするものでございます。

説明資料の方で説明いたしますので、説明書24ページ、25ページをお開きください。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、既定の予算から786万7,000円を減額し、5,892万7,000円とするもので、決算を見込んでのものでございます。

1ページ戻りまして、歳入です。22ページ、23ページです。1款1項後期高齢者医療保険料、既定の予算から575万4,000円を減額し、3,646万9,000円とするもので、保険料の決算見込となります。

3款1項一般会計繰入金、既定の予算から211万3,000円を減額し、2,863万6,000円とするものでございます。こちらは広域連合の決算を見込んだ繰入金の減額、更に基盤安定負担金の額の確定による減額でございます。

以上で議案第11号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第11号 令和6年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時13分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第15 議案第12号

○議長（堀 清君） 日程第15、議案第12号 令和6年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第12号 令和6年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、既定の予算に歳入歳出それぞれ91万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億7,043円4,000円とするものでございます。これは、町が直営する短期入所生活介護及び介護医療院の実績見込に合わせて増額補正するものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、説明資料の30ページ、31ページをお開きください。

1款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、既定の予算に14万5,000円を追加し、4,182万8,000円とするものでございます。これは、元気プラザで行っている短期入所生活介護、ショートステイ事業の方でミドルステイの利用者があったことから、2目短期入所生活介護事業費、12節委託料で社会福祉協議会への運営委託料を増額するものでございます。3項施設サービス事業費、既定の予算に77万円を追加し、1億2,820万8,000円とするものでございます。これは、物価高騰及び実績見込により介護医療院の事業費を増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。ページ戻りまして、28ページ、29ページをお開きください。

1款サービス収入、1項給付費収入、既定の予算に1,565万3,000円を追加し、8,551万2,000円とするものでございます。1目居宅介護サービス費等収入、24万6,000円は短期入所の実績見込により介護給付費収入を追加するものです。3目施設介護サービス費収入につきましては、介護医療院のサービス収入を85%で見込み当初予算に計上しておりましたが、こちらも稼働率を勘案しまして収入を実績見込によりまして、1,540万7,000円追加するものです。2項自己負担金収入、既定の予算に188万3,000円を追加し、1,916万7,000円とするもので、2節、3節ともに給付費に見合った自己負担金額でございます。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、既定の予算から1,662万1,000円を減額し、6,531万2,000円とするものでございます。この大きな要因といたしましては、先程説明いたしました理由によりまして、介護医療院の収入見込額を修正したことによりまして四つの介護サービス事業の決算見込に合わせ減額補正するものでございます。こちらは、いわゆる赤字補填額の減少でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第12号 令和6年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第13号

○議長(堀 清君) 日程第16、議案第13号 令和6年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町立診療所事務長(細川武彦君) ただいま上程されました議案第13号 令和6年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算(第4号)について提案理由のご説明を申し上げます。

議案25ページをお開きください。歳入歳出予算の補正として、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ194万1,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億502万4,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」を26ページから29ページにお示ししております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。説明資料36ページ、37ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、既定の予算から235万6,000円を減額し、8,913万3,000円とするもので、それぞれ決算を見込んでの整理補正でございます。

2款診療事業費、1項診療費、既定の予算に41万5,000円を追加し、1,535万1,000円とするものでございます。こちらは、ワクチン接種者が増加したことによるワクチン購入費の増であります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。34ページ、35ページをお開きください。

3款使用料及び手数料、1項使用料、既定の予算に59万5,000円を追加し、981万3,000円とするもので、こちらはワクチン接種者増加分の予防接種手数料を算定したものでございます。

4款繰入金、1項繰入金、既定の予算から253万6,000円を減額し、6,437万円とするもので、歳出予算の減額分194万1,000円と歳入予算使用料の増額分59万5,000円を減じた額でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第13号 令和6年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第14号

○議長(堀 清君) 日程第17、議案第14号 番号法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(細川正善君) ただいま上程されました議案第14号 番号法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について提案理由の説明をいたします。

この整理条例の制定に至った内容の説明をいたしますので、まずは横の説明資料の1ページご覧ください。制定の趣旨です。本件は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル社会形成基本法等が改正されたことにより、令和6年7月7日に改正され、公布されたところでございます。これにより、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法にも所要の改正がございました。番号法の第2条第8項に新たな定義規定が追加されたところでございます。この追加されたことにより、これまでの第8項から第15項までがそれぞれ1項ずつ繰り下がりました。その結果、番号法を引用していた古平町の四つの条例に改正の必要が生じたため、今回その四つをまとめて改正するための整理条例を制定するところでございます。改正する四つの条例というのが2の関係条例でございます。一つが、古平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例。二つ目が、古平町議会個人情報保護条例。三つ目が、古平町税条例。四つ目が、古平町都市計画条例でございます。これら改正いたしまして、施行日が令和7年4月1日でございます。番号法との改正と施行日を同日としてございます。

では、1枚めくって、2ページご覧ください。2ページにつきましては、古平町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例です。引用している部分に項ずれが生じたので改正するもので、内容は変わっておりません。

3ページは、古平町議会個人情報保護条例、同じく引用する項ずれで改正するものでございます。

4ページから6ページが、古平町税条例。

7ページにつきましては、古平町都市計画条例でございます。

では、議案の32ページをお開きください。今ご説明した内容の改め文が32ページに掲載してござ

います。第1条から順に、先程ご説明した四つの条例の改正を掲載してございます。32ページの最下段の附則で、この整理条例は令和7年4月1日から施行すると規定してございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 課長、今四つの条例が変わるという説明がありました。承認された場合、今、例規類集は紙では加除されていませんでホームページ上で訂正されますよね。それは議決後どれ位の日数が要されるのですか。

○総務課長（細川正善君） これ議決されまして、すぐに委託業者の方に連絡いたしまして、大体1か月位で修正されると見込まれます。

○5番（真貝政昭君） 我々議員、例規類集は古いものしか持っていません。聞きますと数年前から加除をされていませんで、大分情報が中古になっております。中にはインターネットで町のホームページを開けない方もいますけれども、私も通常パソコンの前に座って例規類を画面上で調べということをほとんどしません。大体手っ取り早く開けますので紙でやります。紙を廃止するのであれば何らかの措置が必要になります。この議場で例規に従って議案を判断するわけですから、そこら辺はどのようなになっていますか。議場で各議席を前にタブレット等を置いてチェックできるような仕掛けにするような状況というのは、どれ位後になるのですか。

○総務課長（細川正善君） 今の真貝議員の、タブレット上で確認しながら議場でということに対して、どれ位後になりますかという質問に対してお答えします。はっきりとした日には確約できないです。ただ、町の予算査定の段階でもタブレットを使うとかということは俎上にはあがっています。ただ、予算措置がされていないだけなので俎上には上がって検討している段階ではございます。ただ、それがいつかということは、まだはっきりと申し上げることは今の段階ではできない状況です。

○5番（真貝政昭君） 今年、町長選挙がありますけれども2年後は町議選挙です。紙しか頼るところがない方も立候補できる対象者ですから、そういう方たちが議場に現れて例規を確認するとしたら、やはり少なくとも2年後までには、そういう設備を手配するという目標を持ってもらわないと選挙に臨む人たちは大変困ると思いますので、早めてほしいなと思いますけども。

○議長（堀 清君） 答弁できますか。できないのならいいのだよ。

○総務課長（細川正善君） 先程の答弁と重なりますが、はっきりと今の現時点でどうするこうするというをはっきりと確定してお答えすることはできないというのが、今の現状でございます。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第14号 番号法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第15号

○議長(堀 清君) 日程第18、議案第15号 育児介護休業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(細川正善君) ただいま上程されました議案第15号 育児介護休業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について提案理由の説明をいたします。

この整理条例の制定に至った内容について説明いたしますので、横の説明資料の9ページをご覧ください。制定の要旨からです。本件は、育児休業介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、いわゆる育児介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和6年5月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されます。この改正法につきましては、①子の年齢に応じ柔軟な働き方を実現するための措置の拡充。②次世代育成支援対策推進・強化。③介護職離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化。このことを目的に改正されたものでございます。更に、令和6年8月8日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、①超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大。②仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備。これらについて対応する民間労働法制の施行から遅れることなく実施されることとなりました。このことから、本町の職員の育児休業等に関する条例、更には職員の勤務時間、休暇等に関する条例に所要の改正を行う必要が生じたので、まとめて育児介護休業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定し、改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、まず、2の整理条例の改正内容、国家公務員に全て準拠しておりますが、(1)として、職員の育児休業等に関する条例の改正では、この条例が引用している部分に条項ずれが生じたため、内容に変更はありませんがその部分を修正するものでございます。(2)として、職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきましては、育児のための所定外労働の制限、残業免除の改正。これは、今までは3歳に満たない子を養育する職員については、一定の基準ではありますが残業免除でしたが、それを小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員というふうに拡大いたします。更には、介護休暇についての申出があった場合等における措置の新設ということで、介護を必要とする状況に陥った職員に対する意向確認、面談等を実施する規定を新設してございます。③の勤務環境の整備及び雇用管理等に関する措置の改正としては、介護両立支援制度に対する研修、相談体制の規定を新たに設けてございます。施行日につきましては、令和7年4月1日で制定してございます。

では、1枚めくっていただいて、10ページをご覧ください。職員の育児休業等に関する条例の改正でございます。育児休業条例の第18条に改正の必要が出てございます。法律から引用している部分に項ずれが生じたために、その改正でございます。

続いて、11ページから13ページにかけては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正でございます。第10条の4の深夜勤務及び時間外勤務の制限の部分を改正いたします。これまでの3歳に満たない子であったのが小学校就学前まで拡大するということでございます。同じくその第10条の4の4項では、今言った小学校就学前までに改正いたしますので、それに伴う文言整理でございます。続いて、条例第17条介護休暇について改正が生じてございます。

1枚めくっていただいて、12ページです。こちらは、この後説明する第19条の2、更には19条の3が新設されることに伴って文言整理の必要が生じたための改正でございます。第19条の2については新設でございますが、仕事と介護の両立のため、更には介護離職防止のために職員の意向確認のための面談をしなければいけない規定を設けてございます。19条の3も新設でございますが、介護両立支援制度等の研修の実施相談体制の整備等を規定してございます。

13ページにつきましては、条例の附則第2条で地方公務員法が改正され、こちらにも引用条文に項ずれが生じたための改正でございます。内容の変更はございません。

それでは、議案の34ページ、35ページをお開きください。第1条から順に、今説明した条例の改正を規定してございます。改め文を規定してございます。

35ページの附則第1条では、この整理条例は令和7年4月1日から施行すると規定してございます。更に附則の第2条では、この条例に伴う部分休業、時間外勤務の制限、介護休暇を請求する場合は、この条例の施行日前であっても規則に基づき請求することができるという経過措置を規定してございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第15号 育児介護休業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第16号

○議長（堀 清君） 日程第19、議案第16号 古平町犯罪被害者等支援条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第16号 古平町犯罪被害者等支援条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件は、被害に遭われた家族または遺族に対し、古平町全体で支援を行うことを定める条例を新たに制定するものでございます。それでは説明資料の方で説明させていただきます。説明資料15ページをお開きください。

まず、【1】条例制定の経緯から説明いたします。平成16年に制定された犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画が国において定められております。平成28年の第3次犯罪被害者等基本計画からは、地方公共団体における犯罪被害者等の支援に関する条例の制定を促進する内容が盛り込まれました。このことを受け、各都道府県及び各市町村において条例を制定する動きが広がっております。これを受けて先般、余市警察署長より道内でも条例制定の市町村が増えてきており、余市署管内の町村においても、制度の趣旨を鑑み条例の制定を検討していただきたいとの申し出がございました。北後志各町村には、既存の安全で安心な地域づくり条例というものがあまして、犯罪被害者支援の規定はありましたが被害者支援に特化した条例はなかったことから、北後志5か町村で足並みを揃え同様の条例を制定するよう、協議が始まっております。

【2】としまして、条例制定にあたっての基本的な考え方としまして、まず一点目が、条例を制定することによって、犯罪被害者等の支援の重要性を地域へ発信し、町民や事業者における意義の共有、また、理解を促進し安心して暮らせる社会の実現に繋げていくことを目的とします。二点目としまして、北後志5か町村で連携して条例を制定することで、地域格差がなくなり犯罪被害者等の支援が一体的になることが期待できるということを基本的な考え方に据えました。

【3】につきましては、条例の主な趣旨等ということで、条例の各条立ての概略について説明させていただきます。

まず、第1条では目的です。犯罪被害者等の個人としての尊厳の保持及び権利の保護を図るとともに、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。これを規定しております。

1条飛ばしまして、第3条で基本理念、犯罪被害者等基本法に定める基本理念に沿って北後志5か町村が共通の基本理念を定めることで、犯罪被害者等の支援に対する姿勢を明確化いたします。

第4条から第7条につきましては、責務の明確化及び持続的・継続的な支援としまして、犯罪被害者等の支援は経済的な支援だけでなく犯罪被害者等からの相談に応じ、関係機関等との連携調整を図った上で、必要な情報の提供及び助言を行うことなども重要であり、町民、事業者等の協力が欠かせないため、行政を含めたそれぞれの責務を明確にし、社会全体で持続的・継続的な支援に取り組んでいくことを定めております。

第8条では、見舞金の支給としまして、犯罪被害者等が受けた犯罪等の被害により経済的な負担の軽減を図るため、見舞金を支給することができるものとするという規定にしております。死亡し

た場合には遺族見舞金として30万円。負傷・疾病の場合には、傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金ということで10万円と規定しております。こちらの金額は、規定している全道市町村のほとんどが30万円、10万円と規定していることから、北後志でも30万円、10万円ということで協議いたしております。

最後、第9条から第12条については、犯罪被害者等の支援に関する理解の促進ということで、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ二次被害を受けることがないよう、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の重要性について理解を深めるため、北後志5か町村及び関係機関と連携し、啓発活動及びその他必要な施策を講じると規定しております。

最後ですが、【4】協定についてということで、条例制定後、北後志5か町村と余市警察署は相互の協力連携に係る協定を締結いたしまして、支援体制の円滑化を図ることを予定しております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第16号 古平町犯罪被害者等支援条例案を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第17号

○議長（堀 清君） 日程第20、議案第17号 古平町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第17号 古平町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

本件は、水道法施行令及び同法施行規則の改正により、水道布設工事監督者資格と水道技術管理者資格において、条例改正の必要性が生じたため提案するものでございます。

改正内容につきましては、説明資料にて説明しますので横書きの説明資料17ページをお開きください。左側の改正後の欄をご覧ください。第39条は、布設工事監督者の資格で、次のページ第40条につきましては、水道技術管理者の資格の改正でございます。改正内容につきましては、ともに学

歴と卒業学科などに応じ必要とされる実務経験年数を改正するもの、更に号数が追加され学歴などの区分が増えてございます。また、この改正に合わせて文言の整理も行っております。改正の施行につきましては、令和7年4月1日としております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第17号 古平町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 報告第1号

○議長（堀 清君） 日程第21、報告第1号 専決処分（第1号）の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

○教育次長（小原和之君） ただいま上程されました報告第1号 専決処分（第1号）の報告について報告内容の説明を申し上げます。

本件は、令和6年3月5日に議決を得た古平中学校エアコン設置工事請負契約に係る契約金額の変更を地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年1月29日付で専決処分いたしましたので、同法同条第2項に基づき、議会へ報告するものでございます。今回、専決処分した契約金額は9,889万円を9,944万円に55万円増額したものでございます。

主な変更内容についてご説明いたしますので、本日追加配付させていただきました報告第1号説明資料をご覧ください。A4一枚ものでございます。報告資料の下段、3変更項目内訳をご覧ください。

まずは建築主体工事ですが、①下地材仕様変更及び数量の変更を行っております。塗装の匂いで中学校の授業に支障が出る恐れがあったことから、完成品での施工に変更いたしました。また、見込で設計されておりましたものを実績に合わせた数量の変更を行っております。②③については、実績に合わせた数量等の変更でございます。

次に、電気設備工事ですが、①については実情に合わせた仕様の変更。②受変電設備も当初の設計のものであると納期に間に合わないこととなったことから、仕様変更したことによる減額があり、

以上により、直接工事費ベースで計47万1,407円の増額となっております。その金額に諸経費や入札率等も加味した結果、契約金額といたしましては冒頭に申し上げた55万円の増額となったものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（堀 清君） 報告が終わりましたので、ここで質疑があれば許可します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、これで報告第1号 専決処分（第1号）の報告について報告を終わります。

◎日程第22 令和6年陳情第8号

○議長（堀 清君） 日程第22、令和6年陳情第8号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することにしたと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから令和6年陳情第8号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第23 陳情第1号

○議長（堀 清君） 日程第23、陳情第1号 「高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書」（案）採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第1号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号 「高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書」（案）採択を求める陳情書は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第24 陳情第2号

○議長（堀 清君） 日程第24、陳情第2号 従来の「紙」の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開・存続を求める意見書（案）の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第2号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号 従来の「紙」の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開・存続を求める意見書（案）の採択を求める陳情書は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第25 陳情第3号

○議長（堀 清君） 日程第25、陳情第3号 「高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書」（案）の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第3号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略いたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第3号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号 「高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書」（案）の採択を求める陳情書は採択することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（堀 清君） 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。

散会 午後 3時10分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員